

< その他資料 >

「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」別紙交付要綱新旧対照表（案）

(新)	(旧)
<p>厚生労働省発障第1218002号 平成19年12月18日 一部改正 厚生労働省発障第0229001号 平成20年2月29日 一部改正 厚生労働省発障第1114001号 平成20年11月14日 一部改正 厚生労働省発障0817第4号 平成21年8月17日 一部改正 厚生労働省発障0128第6号 平成22年1月28日 一部改正 厚生労働省発障 ※ 第※号 平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日</p>	<p>厚生労働省発障第1218002号 平成19年12月18日 一部改正 厚生労働省発障第0229001号 平成20年2月29日 一部改正 厚生労働省発障第1114001号 平成20年11月14日 一部改正 厚生労働省発障0817第4号 平成21年8月17日 一部改正 厚生労働省発障0128第6号 平成22年1月28日</p>
<p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働事務次官</p>	<p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働事務次官</p>
<p>障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について</p> <p>(略)</p>	<p>障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について</p> <p>標記の国庫負担金の交付については、別紙「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成19年4月1日から適用することとされたので通知する。</p> <p>なお、平成19年2月23日厚生労働省発障第0223004号本職通知「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担（補助）金について」は廃止する。</p> <p>おって、平成18年度以前に交付された国庫負担（補助）金の取扱いについては、</p>

(その他資料1)

別紙

障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱

（通則）

1 （略）

（交付の目的）

2 （略）

（用語の定義及び解釈）

3 （略）

（1）（略）

（2）（略）

なお従前の例によるものとする。

別紙

障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱

（通則）

1 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年~~第~~令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

2 この国庫負担金は、障害児施設における児童等の入所後又は委託後の保護に必要な費用の負担及び障害児が障害児施設において受けた施設支援等に要する費用の負担を行うことにより障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義及び解釈）

3 この交付要綱において、次に掲げる用語の定義及び解釈は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）「障害児施設」とは、児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条に規定する知的障害児通園施設、同法第43条の2に規定する盲ろうあ児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設並びに同法第27条第2項に規定する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定医療機関」という。）をいう。

（2）「障害児施設措置費」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項に規定する措置をとった場合における同法第50条第7号及び第7号の2に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護につき同法第45条の最低基準を維持するための費用（

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

指定医療機関については、委託後の治療等に要する費用とする。)をいい、次の費目に分けるものとする。

ア 事務費

障害児施設を運営するために必要な職員の人件費、その他の事務の執行に伴う諸経費をいう。

イ 事業費

事務費以外の経費であって、障害児施設に入所している措置児童等(ただし、措置停止中のものを除く。)に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

(3) 「障害児施設の定員」とは、都道府県、指定都市、中核市及び市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)以外(以下「社会福祉法人等」とする。)の設置する施設にあつては、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長が認可した定員をいい、都道府県、指定都市、中核市及び市町村の設置する施設にあつては、当該地方公共団体が、条例等で定めた定員をいう。

(4) 「措置児童等」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項に規定する措置をとった児童及び同法31条、同法63条の2に規定する在所期間の延長を認めた者並びに同法63条の3に規定する措置を認めた者をいう。

(5) 「知的障害児施設」にあつては、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第48条第1号に規定する自閉症児施設(以下「自閉症児施設」という。)を区別して呼称するものとし、また同第48条第2号に規定する第一種自閉症児施設又は同条第3号に規定する第二種自閉症児施設のいずれかを指す場合にはそれぞれ「第一種自閉症児施設」又は「第二種自閉症児施設」と呼称する。

(6) 「盲ろうあ児施設」にあつては、児童福祉施設最低基準第60条第1項に規定する盲児施設、同条第2項に規定するろうあ児施設及び同条同項第1号に規定する難聴幼児通園施設のいずれかを指す場合には、それぞれ「盲児施設」、「ろうあ児施設」及び「難聴幼児通園施設」と呼称する。

(7) 「肢体不自由児施設」には、その入所部及び通園部(昭和38年6月11日厚生省発児第122号通知「し体不自由児施設の通園児童に対する療育について」による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第68条第2号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。)を含み、そのいずれかを指す場合には、「肢体不自由児施設入所部」又は「肢体不自由児施設通園部」と呼称する。また、「肢体不自由児施設」にあつては、児童福祉施設最低基準第6

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。

ア 「1級地」とは、人事院規則九一四九（地域手当）（平成18年2月1日人事院規則九一四九）別表第二（以下「級地区分表」という。）の支給割合が一級地とされている地域とする。

イ 「2級地」とは、級地区分表の支給割合が二級地とされている地域とする。

ウ 「3級地」とは、級地区分表の支給割合が三級地とされている地域並びに東京都のうち東久留米市とする。

(削除)

エ 「4級地」とは、級地区分表及び附則別表第1の支給割合が四級地とされている地域並びに千葉県のうち習志野市及び八千代市、東京都のうち小金井市、神奈川県のうち綾瀬市、座間市及び逗子市、大阪府のうち摂津市及び大東市並びに広島県のうち府中町とする。

(削除)

オ 「5級地」とは、東京都のうち東大和市並びに大阪府のうち松原市とする。

(削除)

8条第3号に規定する肢体不自由児療護施設（以下「肢体不自由児療護施設」という。）を区別して呼称する。

(8) 「重症心身障害児施設」には、重症心身障害児を入所させる指定医療機関を含むものとする。

(9) 「保護単価」とは、措置児童等の1人当りの事務費、事業費の月額及びその他の単価であつて、5の(1)のウに定めるところにより都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長がその施設について設定したものをいう。

(10) 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員又は入所者数並びにその他の員数を乗じて得た額等であつて、5の(1)のエ又は(2)のウに定めるところにより施設に対し各月算定して支弁しなければならないものをいう。

(11) 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）及び中学校（特別支援学校の中学部を含む。）をいう。

(12) 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。

ア 「1級地」とは、人事院規則九一四九（地域手当）（平成18年2月1日人事院規則九一四九）附則別表第二（以下「級地区分表」という。）の支給割合が100分の17とされている地域とする。

イ 「2級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の14とされている地域とする。

ウ 「3級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の12とされている地域とする。

エ 「4級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の11とされている地域とする。

オ 「5級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の10とされている地域並びに千葉県のうち習志野市及び八千代市、東京都のうち小金井市及び東久留米市、神奈川県のうち逗子市並びに大阪府のうち摂津市とする。

カ 「6級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の9とされている地域並びに神奈川県のうち綾瀬市及び座間市とする。

キ 「7級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の8とされている地域並びに大阪府のうち大東市とする。

ク 「8級地」とは、東京都のうち東大和市及び大阪府のうち松原市とする。

カ 「6級地」とは、級地区分表及び附則別表第1の支給割合が五級地とされている地域並びに埼玉県のうち狭山市、蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町、神奈川県のうち伊勢原市及び寒川町、大阪府のうち大阪狭山市及び忠岡町並びに兵庫県のうち川西市とする。

(削除)

キ 「7級地」とは、級地区分表及び附則別表第1の支給割合が六級地とされている地域並びに京都府のうち長岡京市とする。

ク 「その他」とは、アからキ以外の地域とする。

(13) (略)

(交付の対象)

4 (略)

(交付額の算定方法)

5 (略)

ケ 「9級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の6とされている地域並びに埼玉県のうち狭山市、蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町、大阪府のうち大阪狭山市及び忠岡町並びに兵庫県のうち川西市とする。

コ 「10級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の5とされている地域並びに神奈川県のうち伊勢原市及び寒川町とする。

サ 「11級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の3とされている地域並びに京都府のうち長岡京市及び広島県のうち府中町とする。

シ 「その他」とは、アからサ以外の地域とする。

(13) 「指定施設支援費用基準額」とは、「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第557号)により算定した費用の額(その額が現に当該指定施設支援に要した費用(特定費用を除く。)を超えるときは、当該現に指定施設支援(児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定施設支援をいう。)に要した額とする。)をいう。

(交付の対象)

4 この国庫負担金は、次の事業を交付の対象とする。

(1)障害児施設措置費国庫負担金

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項に規定する措置をとった場合における同法第50条第7号及び第7号の2に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護につき、同法第45条の最低基準を維持するために必要な費用(指定医療機関については、委託後の治療等に要する費用とする。))。

(2)障害児施設給付費等国庫負担金

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、児童福祉法第24条の2に規定する障害児施設給付費、同法第24条の6に規定する高額障害児施設給付費若しくは第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費又は第24条の20に規定する障害児施設医療費(以下「障害児施設給付費等」という。)の支給をした場合における同法第50条第6号の4に規定する障害児施設給付費等の支給に要する費用。

(交付額の算定方法)

5 この国庫負担金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。

(1) 障害児施設措置費国庫負担金

ア 基本額

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合算額の全施設等の合計額をいい、その額がその地方公共団体が児童等の措置のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度におけるオに定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

イ 負担額及び負担区分

国は、アにより算定した国庫負担の基本額に対し、児童福祉法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。なお、国、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市は、同法第50条第7号及び第7号の2の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその措置費を負担するものである。

経費の種別	措置主体の区分	児童等の入所先施設の区分	措置費の負担区分	
			都道府県 指定都市 児童相談所 設置市	国
施設の措置費	都道府県、 指定都市及び 児童相談所設置市	都道府県立施設、 市町村立施設及び 社会福祉法人立施設等	1 / 2	1 / 2

ウ 保護単価の設定の方法

① 保護単価の関係者への通知

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その監督に属する障害児施設について、次の②から③までに定めるところによりその年度における措置費の保護単価を設定しなければならないこと。

この場合において、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その保護単価その他の支弁に関する必要な事項について障害児施設の長に対し通知する措置を講ずること。

② 事務費の保護単価の設定方法

(ア) 知的障害児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児療護施設のその年度における措置児童1人当たりの事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表5の事務費の保護単価の、1一般分保護単価（別表6または別表7の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が別表1の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とする。

(イ) (ア)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定等があった場合においては、その改定のあった日の属する月の翌月分（その月の初日にその改定があったときはその月分）の支弁から、(ア)の方法により、その施設の保護単価を改定する。

③ 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、別表2の(2)から(18)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定するものとする。

エ 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

① 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の支弁義務

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市は、児童福祉法第50条第7号及び第7号の2の規定によりその施設等に対し、②及び③に定めるところにより月を単位として算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合計した額をその月の措置費の支弁額として支弁しなければならないこと。

② 障害児施設措置費の費目の用途及び各月の支弁額の算式

知的障害児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設、第一種自閉症児施設、重症心身障害児施設に対する措置費の費目の種類は、別表2の第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の用途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとする。

③ 定員外支弁の禁止

障害児施設措置費の支弁額の算定にあたっては、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員をこえる部分は算入しないものとする。

オ 徴収金基準額

① 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童単位に、別表4-1の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童及びその措置児童の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童に係る次の②により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

ただし、措置児童等で、各月初日の年齢が20歳以上である者（この項において「入所者」という。）の場合には、次により算定した額の年間の合算額とする。

別表4-2の各月初日の入所者の対象収入等による階層区分によって定まる基準額と別表4-1の施設種別及び各月初日の入所者の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層区分によって定まる基準額との合算額（この額にその月のその入所者に係る次の②により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）とする。

② ①における各月の支弁額の算定方法

(ア) 知的障害児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児療護施設の措置費の各月のその措置児童等1人当たりの支弁額は、次の算式（1）により算定した額とする。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときは、算式（2）によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費及び知的障害児自活訓練事業加算費は、徴収の対象とはならないこととする。

算式（1）

その施設の事務費の月額保護単価（民間施設給与等改善費、知的障害児自活訓練事業加算費の単価を除く。次の算式（2）においても同じ。）＋事業費の各費目のその月におけるその措置児童等につきその支弁し

た合算額

算 式 (2)

〔(事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)÷その月の日数〕×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

(イ) 肢体不自由児施設、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、第一種自閉症児施設又は重症心身障害児施設の措置費の各月のその措置児童1人当たりの支弁額は、事業費の各費目のその月におけるその措置児童につき支弁した額(その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときの事業費の各費目のうち月額保護単価による支弁額は、前記①の算式(2)に準じて算定した額。)の合算額とする。

なお、民間施設給与等改善費及びスプリンクラー保守管理等費は、徴収の対象とはならないこととする。

(2) 障害児施設給付費等国庫負担金

ア 基本額

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における基準額(別表3の第3欄に掲げる基準額の合計額をいう。)を基本額として負担するものであること。

イ 負担額及び負担区分

国は、アにより算定した基本額に対し、障害児施設給付費等については、児童福祉法第53条の規定により、その2分の1に相当する額を負担するものである。

なお、国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市は、同法第50条第6号の4及び第53条の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその障害児施設給付費を負担するものである。

経費の種別	措置主体 の区分	児童等の入所 先施設の区分	措置費の負担区分	
			都道府県 指定都市 児童相談所	国

(国庫負担金の概算払)

6 (略)

(交付の条件)

7 (略)

			設置市	
障害児施設給付費等	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2	1 / 2

ウ 対象経費等

障害児施設給付費等の費目の種類は、別表3の第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの対象経費及びその基準額は、同表の第2欄及び第3欄に掲げるとおりとする。

(国庫負担金の概算払)

6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

7 この国庫負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了していない場合又は事業の執行が困難となった場合には速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この国庫負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合においては、その収入の全部または一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 国庫負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1

(申請の手続き)

8 (略)

(変更申請手続)

9 (略)

(交付決定までの標準的期間)

10 (略)

(実績報告)

11 (略)

(国庫負担金の返還)

12 (略)

(その他)

13 (略)

による調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(申請の手続き)

8 この国庫負担金の交付の申請を行う場合には、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付申請書」（様式第1号）を毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

9 この国庫負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金変更交付申請書」（様式第2号）に、関係書類及び当該措置費等に関する歳入歳出予算書抄本を添付して、別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

11 都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、当該年度の事業が完了したときは、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金に係る事業実績報告書」（様式第3号）に関係書類及び当該措置費等に関する歳入歳出決算書抄本を添付して、翌年度の6月末日（7の（1）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣にこれを提出すること。

(国庫負担金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 (1) 端数計算の方法

障害児施設措置費国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し又はある金額に数値を乗じて計算した場合1円未満の端数

を生じたときはその端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、障害児施設給付費等国庫負担金の算定方法に基づき算定する場合及び健康保険の療養費の算定方法に準じて算定する場合においては、その定めるところによるものとする。

(2) 保護単価等の特例措置

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価その他この交付要綱に定める支弁の要件によることが適当でない認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

別表1

単価の名称 第 1 欄	設 定 の 要 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 小規模施設の加算分保護単価	知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設又はろうあ児施設であって、別表6のその施設の職員の定数表の「児童指導員、保育士」の欄のただし書きに掲げる職員がおかれている場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)小規模施設加算分保護単価
2 職業指導員加算分保護単価	知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設又はろうあ児施設であって、別表6のその施設の職員の定数表に掲げる「職業指導員」が別の基準によりおかれている場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)職業指導員加算分保護単価
3 幼児加算分保護単価	盲児施設又はろうあ児施設であって幼児が入所している場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)盲児施設、ろう

別表1 (略)

		あ児施設の幼児加算分保護単価
	知的障害児通園施設であって幼児が入所している場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)知的障害児通園施設の幼児加算分保護単価
4 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設(昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等(以下「社会福祉事業団等」という。)経営の施設を除く。)の場合	一般分保護単価(小規模施設加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの加算単価を加算した額)または、別に定める基準により認定された保護単価×別に定める基準による加算率(ただし、加算率については別に定めるところにより、全部または一部を減ずることができる。)
5 指導員特別加算分保護単価	盲児施設又はろうあ児施設の場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)指導員特別加算分保護単価
6 知的障害児自活訓練事業加算費	別に定める基準により加算の認定を受けた場合	別に定める基準により認定された保護単価
7 心理担当職員配置加算	知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価

別表 2

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1) 事務	(略)	(略)	(略)

	肢体不自由児療護施設であって、別に定める基準に該当する場合	の(6)心理担当職員配置加算分保護単価
8 看護師配置加算	知的障害児施設、盲児施設、ろうあ児施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(7)看護師配置加算分保護単価

別表 2

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1) 事務	知的障害児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児療護施設	施設を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	<p>次の算式(1)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は、次の算式(2)（関係支弁義務者が協議を行ない、各支弁義務者が措置人員にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(3)）によって算定した額とする。</p> <p>なお、知的障害児通園施設、盲児施設又はろうあ児施設に措置幼児がそれぞれ入所している場合には、算式(4)を加算する。</p> <p>算式(1) その施設の月額保護単価×その月初日の措置児童数</p> <p>算式(2) その施設の月額保護単価×その月初</p>

費					費		<p>日の措置児童数×支弁率</p> $\left[\frac{\text{その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置人員}}{\text{その施設その月の初日の総措置人員}} \right]$ <p>算式(3) その施設の月額保護単価×その協定人員(その月初日において私的契約者があるときは、その数を控除した数)</p> <p>算式(4) 幼児加算分月額保護単価×その月初日の措置幼児数</p>
(2) 生活費 諸	ア 一般生活費	(略)	(略)	(1) (略)	(2) 一般生活費 諸	<p>知的障害児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児療護施設の措置児童</p> <p>その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費</p>	<p>(1) 知的障害児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児療護施設の場合次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、知的障害児施設において重度知的障害児があるとき、第二種自閉症児施設において重度自閉症児があるとき又は盲児施設若しくはろうあ児施設において盲ろうあ重度児があるときは、重度知的障害児加算費、重度自閉症児加算費又は盲ろうあ児重度加算費、肢体不自由児療護施設においては肢体不自由児療護重度加算費(以下「重度加算費」という。)として算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額をそれぞれ加算する。</p> <p>算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童数</p>
				算式(1) (略)			

費

	(略)	(略)
イ 重度知的障害児加算費	(略)	(略)
ウ 重度自閉症児加算費	(略)	(略)

算式(2)
次の表の重度加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度措置児童数

重度加算費保護単価表(措置児童1人当たり)

重度加算費	施設種別 (月額)
知的障害児施設	25%加算分 46,870円
	30%加算分 56,240円
第二種自閉症児施設	25%加算分 46,870円
	30%加算分 56,240円
盲児施設	25%加算分 44,620円
	30%加算分 53,560円
ろうあ児施設	25%加算分 40,760円

費

イ 重度知的障害児加算費	知的障害児施設の措置児童であって、別に定める基準により重度棟に入所しているもの	その児童の監護及び日常諸経費等
ウ 重度自閉症児加算費	第二種自閉症児施設の措置児童であって、別に定める基準により重度自閉症児と認定され	その児童の監護及び日常経費等

一般生活費保護単価表(措置児童1人当たり)

施設種別	一般生活費 (月額)
知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設	47,340円
知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設	14,570円

算式(2)
次の表の重度加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度措置児童数

重度加算費保護単価表(措置児童1人当たり)

重度加算費	施設種別 (月額)
知的障害児施設	25%加算分 47,120円
	30%加算分 56,540円
第二種自閉症児施設	25%加算分 47,120円
	30%加算分 56,540円
盲児施設	25%加算分 44,870円
	30%加算分 53,830円
ろうあ児施設	25%加算分 40,970円

算費			30%加算分 48,910円
エ 盲ろうあ児重度加算費	(略)	(略)	肢体不自由児療護施設 56,240円
オ 肢体不自由児療護重度加算費	(略)	(略)	
カ 強度行動	(略)	(略)	算式(3) 強度行動障害特別処遇加算費月額保護 単価224,190円× その月初日の別に定め る基準による強度行動障害児数

算費	たもの		30%加算分 49,150円
エ 盲ろうあ児重度加算費	盲児施設又はろうあ児施設の措置児童であつて、別に定める基準により盲ろうあ重度児として認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等	肢体不自由児療護施設 56,540円
オ 肢体不自由児療護重度加算費	肢体不自由児療護施設の措置児童	その児童の監護及び日常諸経費等	
カ 強度行動	知的障害児施設、第二種自閉症児施設の措置児童であつ	その児童の監護及び日常諸経費等	算式(3) 強度行動障害特別処遇加算費月額保護 単価227,670円× その月初日の別に定め る基準による強度行動障害児数

障害特別処遇加算費			
キ 重度重複障害児加算費	(略)	(略)	算式(4) 重度重複障害児受入加算費月額保護単価31,900円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数
ク 被虐待児	(略)	(略)	(略)

障害特別処遇加算費	て、別に定める基準により指定を受けた施設の強度行動障害児		
キ 重度重複障害児加算費	重度知的障害児加算費、重度自閉症児加算費、盲ろうあ児重度加算費、肢体不自由児療護重度加算費、重度肢体不自由児加算費の対象児童等であって、別に定める基準により重度重複障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等	算式(4) 重度重複障害児受入加算費月額保護単価32,500円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数
ク 被虐待児	知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児	その児童の監護及び日常諸経費等	算式(5) 被虐待児受入加算費月額保護単価37,700円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数

	受 入 加 算 費							
(3) 肢 体 不 自 由	ア 点 数 分	(略)	(略)	(略) 算 式(1) (略)				
					受 入 加 算 費	施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設に入所する児童であつて、別に定める基準により虐待を受けていた児童		
(3) 肢 体 不 自 由	ア 点 数 分					肢体不自由児施設の措置児童	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式(1)により算定した額の合算額。 なお、肢体不自由児施設入所部の措置児童については、保健衛生費、保育士等加算費、日用品費、指導訓練材料費、看護代替要員費及びスプリンクラー保守管理等費として算式(2)から(7)までにより算定した額を加算する。 算 式(1) ア その措置児童等が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成20年

児
施
設
基
本
分
措
置
費

算式(2)
(略)

算式(3)
(略)

保育士等加算費保護単価表 (措置児童1人当たり月額)

措置児童数		50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで	81人 から 90人 まで
A 欄	基本分	円 26,640	円 25,940	円 25,350	円 24,690	円 24,060

児
施
設
基
本
分
措
置
費

厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において医療に関する給付が行われる額を控除した額。

イ アに該当しない措置児童については、診療報酬の算定方法に準じて算定した額

算式(2)

保健衛生費月額保護単価 360円×その月初日の措置児童数

算式(3)

次の表のA欄に掲げる保育士等加算費月額保護単価×その月初日の措置児童数(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

保育士等加算費保護単価表 (措置児童1人当たり月額)

措置児童数		50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで	81人 から 90人 まで
A 欄	基本分	円 26,630	円 25,930	円 25,340	円 24,690	円 24,060

B欄	加算分	2,330	2,260	2,220	2,140	2,080
	措置児童数	91人から 100人まで	101人から 110人まで	111人から 120人まで	121人から 130人まで	131人から 140人まで
A欄	基本分	円 23,390	円 23,150	円 22,970	円 22,710	円 22,540
B欄	加算分	2,070	2,020	2,020	2,000	1,960
	措置児童数	141人から 150人まで	151人から 160人まで	161人から 170人まで	171人から 180人まで	181人から 190人まで
A欄	基本分	円 22,350	円 22,200	円 22,090	円 21,980	円 21,890
B欄	加算分	1,980	1,950	1,930	1,920	1,920
	措置児童数	191人から 200人まで	201人以上			
A欄	基本分	円 <u>21,770</u>	円 <u>21,710</u>			
B						

B欄	加算分	2,330	2,260	2,220	2,140	2,080
	措置児童数	91人から 100人まで	101人から 110人まで	111人から 120人まで	121人から 130人まで	131人から 140人まで
A欄	基本分	円 23,390	円 23,150	円 22,970	円 22,710	円 22,540
B欄	加算分	2,070	2,020	2,020	2,000	1,960
	措置児童数	141人から 150人まで	151人から 160人まで	161人から 170人まで	171人から 180人まで	181人から 190人まで
A欄	基本分	円 22,350	円 22,200	円 22,090	円 21,980	円 21,890
B欄	加算分	1,980	1,950	1,930	1,920	1,920
	措置児童数	191人から 200人まで	201人以上			
A欄	基本分	円 <u>21,760</u>	円 <u>21,700</u>			
B						

欄	加算分	1,920	1,890
---	-----	-------	-------

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left[\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{乳幼児数} \end{array} \right]$$

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条の第1項及び第2項に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとす。

乳幼児保育士等加算費保護単価表

	A 欄	B 欄
基本分	20,180円	1,780円

算式(4)
(略)

算式(5)
(略)

算式(6)
(略)

欄	加算分	1,920	1,890
---	-----	-------	-------

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left[\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{乳幼児数} \end{array} \right]$$

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条の第1項及び第2項に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとす。

乳幼児保育士等加算費保護単価表

	A 欄	B 欄
基本分	20,180円	1,780円

算式(4)

日用品費月額保護単価 18,570円×その月初日の措置児童数

算式(5)

指導訓練材料費月額保護単価 420円×その月初日の措置児童数

算式(6)

看護代替要員費月額保護単価 160円×

				算式(7) (略)					その月初日の措置児童数	
				(注) (略)					算式(7) スプリンクラー保守管理等費月額保護 単価 310円×その月初日の措置児童数各 月初日において、スプリンクラー設備(「 消防法施行令」(昭和36年政令第37号)、「 同法施行規則」(昭和36年自治省令第6 号)に定める設備・設置基準及び昭和62 年10月27日消防予第189号「既存の社会福 祉施設に対する消防用設備等の技術上の 特例基準の適用について」(消防庁予防 課長通知)に基づくスプリンクラー設備 をいう。以下同じ。)を設置している施設 (地方公共団体及び社会福祉事業団等の 経営する施設を除く。)	
イ	(ア) 重 度	(略)	(略)	重度肢体不自由児加算費月額保護単価 56,240円×その月初日の別に定める基準に よる重度肢体不自由児措置児童数		イ	(ア) 重 度	入所部 の別に 定める	その児童 の看護及 び日常諸	重度肢体不自由児加算費月額保護単価 56,540円×その月初日の別に定める基準 による重度肢体不自由児措置児童数

	点数分以外の分					
	肢体不自由児加算費					
	(イ) 通園指導費	(略)	(略)			
(ウ) 指材導料訓等練費	(略)	(略)	(略)			
(4) 肢体不	(略)	(略)	(略)	算式(1)(医療費分) (略)	算式(2)(日用品費分)	

	点数分以外の分					
	基準による肢体不自由児重度棟の措置児童	経費等				
	(イ) 通園指導費	通園部の措置児童	その児童の看護及び施設運営に必要な事務費等			
(ウ) 指材導料訓等練費	通園部の措置児童	その児童の指導訓練材料費及び給食費	指導訓練材料等費日額保護単価 510円×その月の措置児童出席延人員数			
(4) 肢体不	指定医療機関の措置肢体不自由児	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式(1)から算式(7)までにより算定した額の合算額	算式(1)(医療費分) 各月の支弁額の算式は、この表の(3)のアの「肢体不自由児施設基本分措置費の点数分の各月の支弁額の算式」の(1)の算式(1)に定めるところに準じて算定した額	算式(2)(日用品費分)	

自
由
児
療
育
費

(略)

算式(3) (保育士等加算費分)
(略)

算式(4)
(重度肢体不自由児加算費分)
重度肢体不自由児加算費月額保護単価
 $56,240円 \times$ その月初日の措置児童数 (すべての措置児を重度棟に入所されているものとみなす。)

算式(5)
(略)

算式(6)
(略)

算式(7) (被虐待児受入加算費分)
(略)

自
由
児
療
育
費

日用品費月額保護単価 18,570円
 \times その月初日の措置児童数

算式(3) (保育士等加算費分)
保育士等加算費月額保護単価 20,180円
 \times その月初日の措置児童数
ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を合算する。

乳幼児保育士等加算費月額保護単価
20,180円 \times その月初日の措置乳幼児数
(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条の第1項及び第2項に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとす。

算式(4)
(重度肢体不自由児加算費分)
重度肢体不自由児加算費月額保護単価
 $56,540円 \times$ その月初日の措置児童数 (すべての措置児を重度棟に入所されているものとみなす。)

算式(5)
指導訓練材料費月額保護単価 420円 \times その月初日の措置児童数

算式(6)
特別訓練費月額保護単価 800円 \times その月初日において15歳をこえた児童であつて、教育費又は、特別育成費を支弁されない措置児童数

算式(7) (被虐待児受入加算費分)
被虐待児受入加算費月額保護単価

						<p>37,700円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、他の病院で医療をうける場合については医療費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)まで及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>
(5) 第 一 種 自 閉 症 児	(略)	(略)	(略)	<p>算式(1) (医療費分) (略)</p> <p>算式(2) (保健衛生費分) (略)</p> <p>算式(3) (保育士等加算費) (略)</p>	(5) 第 一 種 自 閉 症 児	<p>第一種自閉症児施設の措置児童</p> <p>施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費</p> <p>次の算式(1)から算式(7)までにより算定した額の合算額。</p> <p>算式(1) (医療費分) 各月の支弁額の算式は、この表の(3)のアの「肢体不自由児施設基本分措置費の点数分の各月の支弁額の算式」の(1)の算式(1)に定めるところに準じて算定した額</p> <p>算式(2) (保健衛生費分) 保健衛生費月額保護単価360円×その月初日の措置児童数</p> <p>算式(3) (保育士等加算費)</p> $\left[\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる保育士等} \\ \text{加算費月額保護} \\ \text{単価} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{児童数} \end{array} \right]$ <p>(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民</p>

施設基本分措置費

保育士等加算費保護単価表（措置児童1人当たり月額）

措置児童数		40人 まで	41人 から 50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで
A欄	基本分	円 <u>70,930</u>	円 69,960	円 68,930	円 67,900	円 66,870
B欄	加算分	6,300	6,230	6,110	6,050	5,930
措置児童数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上	
A欄	基本分	円 66,500	円 66,180	円 <u>65,840</u>	円 65,450	
B欄	加算分	5,910	5,890	5,840	5,820	

算式(4) (日用品費分)
(略)

算式(5) (看護代替要員費分)
(略)

間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

施設基本分措置費

保育士等加算費保護単価表（措置児童1人当たり月額）

措置児童数		40人 まで	41人 から 50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで
A欄	基本分	円 <u>70,940</u>	円 69,960	円 68,930	円 67,900	円 66,870
B欄	加算分	6,300	6,230	6,110	6,050	5,930
措置児童数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上	
A欄	基本分	円 66,500	円 66,180	円 <u>65,830</u>	円 65,450	
B欄	加算分	5,910	5,890	5,840	5,820	

算式(4) (日用品費分)
日用品費月額保護単価 18,570円
×その月初日の措置児童数

算式(5) (看護代替要員費分)
看護代替要員費月額保護単価 160円
×その月初日の措置児童数

算式(6)(重度自閉症児加算費分)
(略)

重度自閉症児加算費保護単価表
(措置児童1人当たり)

区 分	保護単価(月額)
25%加算分	46,870円
30%加算分	56,240円

算式(7)(スプリンクラー保守管理等
費分)
(略)

算式(6)(重度自閉症児加算費分)

次の表の重度自閉症児加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準により重度自閉症児と認定された措置児童数

重度自閉症児加算費保護単価表
(措置児童1人当たり)

区 分	保護単価(月額)
25%加算分	47,120円
30%加算分	56,540円

算式(7)(スプリンクラー保守管理等
費分)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価(40人以下施設)930円×その月初日の措置児童数

各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費並びに他の病院で医療を受ける場合については医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(10)まで及び(12)、(13)、(14)、(15)、(17)並びに(18)の費目の項に定めるところによる。

(6) 重 症 心 身 障 害 児 療 育 費	重症心身障害児施設 の措置児童	施設の運 営に必要 な事務費 及び生活 諸経費	(1) (略)	(6) 重 症 心 身 障 害 児 療 育 費	重症心身障害児施設 の措置児童	施設の運 営に必要 な事務費 及び生活 諸経費	(1) 次の算式(1)から算式(6)までによ り算定した額の合算額。
	算式(1) (医療費分) (略)	算式(1) (医療費分) 各月の支弁額の算式は、この表の(3) のアの「肢体不自由児施設基本分措置費 の点数分の各月の支弁額の算式」の(1) の算式(1)に定めるところに準じて算定 した額					
	算式(2) (指導費分) 指導費月額保護単価 <u>230,680円</u> ×その月初日の措置児童数	算式(2) (指導費分) 指導費月額保護単価 <u>234,600円</u> ×その月初日の措置児童数					
	算式(3) (日用品費分) (略)	算式(3) (日用品費分) 日用品費月額保護単価 <u>18,570円</u> ×その月初日の措置児童数					
	算式(4) (看護代替要員費分) (略)	算式(4) (看護代替要員費分) 看護代替要員費月額保護単価 <u>160円</u> ×その月初日の措置児童数 (指定医療 機関に入所させる場合は除く。)					
	算式(5) (療育訓練費分) (略)	算式(5) (療育訓練費分) 療育訓練費月額保護単価 <u>420円</u> ×その月初日の措置児童数					
算式(6) (スプリンクラー保守管理等 費分) (略)	算式(6) (スプリンクラー保守管理等 費分) スプリンクラー保守管理等費月額保護 単価 <u>310円</u> ×その月初日の措置児童数 各月初日において、スプリンクラー設 備を設置している施設 (地方公共団体及 び社会福祉事業団等の経営する施設を除						

			<p>算式(2) (略)</p> <p>算式(3) (略)</p> <p>算式(4) 特別加算費年額保護単価 58,500円 ×特別支援学校の高等部第1学年入学 措置児童数</p>		<p>要な学用品費等</p> <table border="1"> <tr> <td>単価 (月額)</td> <td>2,110</td> <td>4,180</td> <td>4,180</td> </tr> </table> <p>算式(2) その施設のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額</p> <p>算式(3) その施設のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるもの(知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設又は肢体不自由児施設に限りその児童が通学する場合に付添人を特に必要と認めるときは、その付添人を含み、その数はそれぞれ児童6人につき1人とする。)があるときは、その児童又は付添人が最も経済的な通常の経路及び方法により通学し、又は付添いする場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額</p> <p>算式(4) 特別加算費年額保護単価 58,100円 ×特別支援学校の高等部第1学年入学 措置児童数</p>	単価 (月額)	2,110	4,180	4,180
単価 (月額)	2,110	4,180	4,180						
(8) 学	(略)	(略)	(略)	(8) 学	<p>知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由</p> <p>その児童のその学校給食に必要な経</p> <p>その施設のその月におけるその措置児童が、その義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額の合算額</p>				

校給食費				校給食費	児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設若しくは重症心身障害児施設の措置児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	費									
(9) 見学旅行費	(略)	(略)	(略) 算式 (略)	(9) 見学旅行費	知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設若しくは重症心身障害児施設の措置児童であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行(通常	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式</p> <p>次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数</p> <p>見学旅行費保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="1626 1015 2074 1430"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小 学 校 第 6 学 年</td> <td>20,600円</td> </tr> <tr> <td>中 学 校 第 3 学 年</td> <td>55,900円</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の高等部 第3学年 (高等学校を含む。)</td> <td>108,200円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価 (年額)	小 学 校 第 6 学 年	20,600円	中 学 校 第 3 学 年	55,900円	特別支援学校の高等部 第3学年 (高等学校を含む。)	108,200円
学 年 別	保護単価 (年額)														
小 学 校 第 6 学 年	20,600円														
中 学 校 第 3 学 年	55,900円														
特別支援学校の高等部 第3学年 (高等学校を含む。)	108,200円														

				品費等			
						(月額)	
				国・公立高等学校		22,270円	
				私立高等学校		32,970円	
			算式(2) 特別加算費年額保護単価 58,500円 ×高等学校第1学年入学措置児童数			算式(2) 特別加算費年額保護単価 58,100円 ×高等学校第1学年入学措置児童数	
(12)	(略)	(略)	(略)	(12)	知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設若しくは重症心身障害児施設の措置児童であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するに必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価 3,000円×夏季等特別行事参加措置児童数
(13)	(略)	(略)	(略)	(13)	知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児	その児童の年末における被	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費として支弁する。

末 一 時 扶 助 費				末 一 時 扶 助 費	施設、肢体不自由 児施設入所部、肢 体不自由児を入所 させる指定医療機 関、肢体不自由児 療護施設若しくは 重症心身障害児施 設の措置児童	服等の購 入費	算 式 期末一時扶助費年額保護単価 5,070円 ×12月初日の措置児童数
(14) 医 療 費	(略)	(略)	(略)	(14) 医 療 費	知的障害児施設、 自閉症児施設、盲 児施設、ろうあ児 施設、肢体不自由 児施設、肢体不自 由児を入所させる 指定医療機関、肢 体不自由児療護施 設若しくは重症心 身障害児施設の措 置児童であつて疾 病、障害等により 医師、歯科医師等 によって、診察、 治療、投薬、手術 等の医療を受ける ためその支弁を必 要と認められるも の。	その児童 等の医療 に必要な 経費	次の算式によって算定した額 算 式 その施設のその月におけるその措置児童 等につき、診療報酬の算定方法及び入院 時食事療養費の算定基準に準じて算定し た額（その医療機関が社会保険の指定医 療機関であり、かつ、その措置児童等が 社会保険の被扶養者等である場合におい ては、その社会保険において給付が行わ れる額を控除した額とする。）を合算した 額 なお、その児童等の看護、移送等に要す る費用についても健康保険法の給付の取 扱いの場合に準じて支弁して差支えない 。
(15) 職 業	(略)	(略)	(略)	(15) 職 業	知的障害児施設、 自閉症児施設、盲 児施設、ろうあ児 施設、肢体不自由 児施設入所部若し しくは肢体不自由児	次に掲げ る経費 (1)その 児童の交 通費 (2)その	次の算式により算定した額の合算額 算 式(1) その施設のその月におけるその措置児童 が最も経済的な通常の経路及び方法によ り通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車

補導費

(16) 児童用採暖費

(略)

(略)

(略)

補導費

(16) 児童用採暖費

療護施設の措置児童であって、義務教育を終了した後公共職業訓練所等の職業補導機関に通うもの。

児童に係る教科書代等

券（定期乗車券のない場合にあつてはこれに準ずるもの）の実費

算式(2)

職業補導費月額保護単価 4,800円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数

知的障害児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設若しくは肢体不自由児療護施設の措置児童

その児童の冬期の採暖に必要な経費

次の算式によって算定した額ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。

算式

次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童数

児童用採暖費保護単価表（措置児童1人当たり）

施設種別	級地別				
	5級地	4級地	3級地	2級地	その他の地域
知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設	円 6,820	円 5,220	円 3,380	円 2,520	円 1,260
知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設	1,130	960	590	380	190

(注)児童用採暖費の級地区分については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条に規定する級地区分を使用すること。

(17)

(略)

(略)

(略)

(17)

知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児

(1)その児童の就職に際し

次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費として支弁する。ただし、別に定める基

就職支度費			<p>算式(1) 就職支度費 1 件当たり保護単価 <u>77,000円</u> ×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) (略)</p>
(18) 葬祭費	(略)	(略)	(略)

別表3
(略)

就職支度費	<p>施設、肢体不自由児施設入所部若しくは肢体不自由児療護施設の措置児童であって、その児童が就職するためその入所の措置が解除されることとなったもの。</p>	<p>必要な寝具類、被服類等の購入費</p> <p>(2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等</p>	<p>準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費 1 件当たり保護単価 <u>75,000円</u> ×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 就職支度費 1 件当たり特別基準保護単価 <u>137,510円</u>×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>
(18) 葬祭費	<p>知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設若しくは重症心身障害児施設の措置児童であって、死亡したものの(以下「死亡児」という。)</p>	<p>その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費</p>	<p>次の算式により算定した額。ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の総額が 153,900円をこえる場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が 450円をこえるときはそのこえる額を、自動車の料金その他死体の運搬に要した費用の額が 10,760円をこえるときは 8,940円の範囲内においてそのこえる額を、それぞれ加算する。</p> <p>算式 葬祭費 1 件当たり保護単価 <u>153,900円</u> ×死亡児数</p>

別表3

費目の種類 第1欄	対象経費 第2欄	基準 第3欄	額 第4欄
(1)	児童福祉法第24条の2		児童福祉法第24条の2の規定に基づ

障害児施設給付費	に規定する障害児施設給付費の支給に要した費用	き、指定施設支援費用基準額につき算定した障害児施設給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(2) 高額障害児施設給付費	児童福祉法第24条の6に規定する高額障害児施設給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児施設給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(3) 特定入所障害児食費等給付費	児童福祉法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(4) 障害児施設医療費	児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療費の支給に要した費用	児童福祉法第24条の20の規定に基づき算定した障害児施設医療費の額から同法第24条の22に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

表4-1

障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）

(略)

表4-1

障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分	入所施設	知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設
----------------------	------	------------------------------

階層 区分	定 義		通園部	
			徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	1,100
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4,500	2,200
		所得割の額がある世帯	6,600	3,300
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の	15,000円以下	9,000	4,500
D 2	所得税課税世帯であって、その所	15,001円から 40,000円まで	13,500	6,700
D 3	得税の額の	40,001円から	18,700	9,300

	区分が次の 区分に該当 する世帯	70,000円まで			
D 4		70,001円から 183,000円まで	29,000	14,500	
D 5		183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円をこえるときは41,200円とする。）	20,600	
D 6		403,001円から 703,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円をこえるときは54,200円とする。）	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円をこえるときは27,100円とする。）	
D 7		703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円をこえるときは68,700円とする。）	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円をこえるときは34,300円とする。）	
		1,078,001円から	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額	

D 8	1,632,000円まで	(全額徴収。ただし、その額が85,000円をこえるときは85,000円とする。)	(全額徴収。ただし、その額が42,500円をこえるときは42,500円とする。)
D 9	1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円をこえるときは102,900円とする。)	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円をこえるときは51,400円とする。)
D 10	2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円をこえるときは122,500円とする。)	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円をこえるときは61,200円とする。)
D 11	3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円をこえるときは143,800円とする。)	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円をこえるときは71,900円とする。)
		その月のその措	その月のその措

		D12	4,173,001円から 5,334,000円まで	置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が166,600円をこえるときは166,600円とする。）	置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が83,300円をこえるときは83,300円とする。）
		D13	5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が191,200円をこえるときは191,200円とする。）	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が95,600円をこえるときは95,600円とする。）
		D14	6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収
備考	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>	備考	<p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。</p>		

(1) (略)

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

3 この表の「入所施設」とは、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設をいう。

4 入所者の年齢が20歳以上の場合は、上表にかかわらず、(1)当分の間徴収金基準額(D14階層を除く。)に2分の1を乗じて得た額(100円未満切捨て)を徴収金基準額とし、(2)B階層に属する世帯の徴収金基準額は0円とする。

5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

① 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯

② 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

③ 「在宅障害児（者）」（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法第6条の自立支援給付の受給者（障害者自立支援法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定め

6

る療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

④ 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

6 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額（4の適用後の基準額を含む。）に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

別表4-2
(略)

別表4-2

障害児施設徴収金基準額表（入所者用）

対象収入等による階層区分		知的障害児施設、自閉症児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)
1	生活保護法による被保護者（単給を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者	0円
(1階層を除き対象収入額区分が次の額である者)		

2	0円 ~	270,000円	0円
3	270,001 ~	280,000	1,000
4	280,001 ~	300,000	1,800
5	300,001 ~	320,000	3,400
6	320,001 ~	340,000	4,700
7	340,001 ~	360,000	5,800
8	360,001 ~	380,000	7,500
9	380,001 ~	400,000	9,100
10	400,001 ~	420,000	10,800
11	420,001 ~	440,000	12,500
12	440,001 ~	460,000	14,100
13	460,001 ~	480,000	15,800
14	480,001 ~	500,000	17,500
15	500,001 ~	520,000	19,100
16	520,001 ~	540,000	20,800
17	540,001 ~	560,000	22,500
18	560,001 ~	580,000	24,100
19	580,001 ~	600,000	25,800
20	600,001 ~	640,000	27,500
21	640,001 ~	680,000	30,800
22	680,001 ~	720,000	34,100
23	720,001 ~	760,000	37,500
24	760,001 ~	800,000	39,800
25	800,001 ~	840,000	41,800
26	840,001 ~	880,000	43,800
27	880,001 ~	920,000	45,800
28	920,001 ~	960,000	47,800
29	960,001 ~	1,000,000	49,800
30	1,000,001 ~	1,040,000	51,800
31	1,040,001 ~	1,080,000	54,400
32	1,080,001 ~	1,120,000	57,100
33	1,120,001 ~	1,160,000	59,800
34	1,160,001 ~	1,200,000	62,400
35	1,200,001 ~	1,260,000	65,100
36	1,260,001 ~	1,320,000	69,100

37	1,320,001 ~ 1,380,000	73,100
38	1,380,001 ~ 1,440,000	77,100
39	1,440,001 ~ 1,500,000	81,100
40	1,500,001円以上	81,100円 + (150万円超過額 × 0.9 ÷ 12月) (100円未満切捨て)

備考

当分の間、上表にかかわらず費用徴収基準月額の上限を次のとおりとする。

重症心身障害児施設 90,000円

その他の施設 50,000円

※ この表における「対象収入額」とは、前年の収入額から別に定める基本控除及び租税等の額を控除した額をいう。

別表5 障害児施設事務費の保護単価（児童1人当たり）表

1 一般分保護単価

(1) 知的障害児施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
10人	440,790	431,470	422,150		417,200		410,810		404,410		394,640	384,830
11～20	296,400	290,070	283,730		280,450		276,060		271,650		265,000	258,390
30人まで	229,330	225,010	220,690		218,500		215,460		212,470		207,990	203,420
31～40	208,490	204,490	200,500		198,450		195,690		192,870		188,760	184,590
41～50	189,020	185,210	181,360		179,380		176,760		174,060		170,080	166,050
51～60	182,770	179,030	175,290		173,350		170,730		168,120		164,260	160,330
61～70	176,510	172,890	169,260		167,390		164,820		162,290		158,560	154,780
71～80	168,350	164,900	161,430		159,550		157,170		154,740		151,170	147,550
81～90	164,150	160,760	157,360		155,600		153,240		150,860		147,360	143,800
91～100	158,070	154,790	151,500		149,770		147,480		145,170		141,790	138,330
101～110	157,180	153,910	150,650		148,970		146,670		144,380		141,010	137,620
111～120	156,400	153,150	149,910		148,200		145,930		143,670		140,310	136,910
121～130	155,640	152,380	149,160		147,440		145,190		142,950		139,570	136,200
131～140	154,390	151,240	148,090		146,460		144,250		142,060		138,760	135,460
141～150	154,000	150,800	147,590		145,910		143,690		141,450		138,090	134,740
151～160	152,930	149,730	146,530		144,900		142,690		140,480		137,070	133,740
161～170	151,830	148,660	145,480		143,900		141,640		139,430		136,150	132,770
171～180	150,750	147,610	144,450		142,780		140,610		138,450		135,150	131,830
181～190	149,570	146,460	143,330		141,710		139,550		137,380		134,100	130,810
191人以上	148,500	145,390	142,290		140,650		138,490		136,370		133,120	129,870

(注)「10人」及び「11～20人」の単価は、知的障害児施設を本体施設とし、障害者支援施設（障害者自立支援法施行後もなお従前の例により運営している身体障害者更生施設を含む。以下この別表5において同じ。）を併設する場合に適用すること。

(1) - 2 知的障害児施設

(障害者支援施設を本体施設とし知的障害児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
10人	147,840	145,160	142,450		141,080		139,180		137,320		134,490	131,690
11～20	150,800	147,750	144,690		143,070		140,940		138,800		135,700	132,460

(2) 第二種自閉症児施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
40人まで	230,130	224,720	219,280		216,740		213,580		210,560		205,710	200,780
41～50	219,550	214,480	209,420		207,010		203,910		201,060		196,430	191,750
51～60	210,260	205,470	200,660		198,350		195,410		192,600		188,190	183,670
61～70	200,930	196,360	191,810		189,580		186,770		184,080		179,790	175,500
71人以上	191,630	187,300	182,960		180,870		178,150		175,560		171,450	167,330

別表5 障害児施設事務費の保護単価（児童1人当たり）表

1 一般分保護単価

(1) 知的障害児施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	436,030	428,050	422,150	419,700	417,250	414,010	410,810	407,550	404,410	401,120	394,680	384,870
11～20	293,250	287,780	283,730	282,080	280,450	278,250	276,060	273,870	271,650	269,430	265,000	258,390
30人まで	227,570	223,650	220,720	219,620	218,530	217,020	215,490	214,010	212,500	211,000	208,020	203,450
31～40	206,860	203,230	200,550	199,520	198,490	197,120	195,710	194,330	192,910	191,530	188,780	184,610
41～50	187,520	184,020	181,400	180,420	179,420	178,110	176,800	175,420	174,100	172,750	170,100	166,990
51～60	181,180	177,820	175,310	174,330	173,370	172,050	170,750	169,420	168,140	166,840	164,280	160,350
61～70	175,080	171,760	169,300	168,360	167,410	166,140	164,860	163,590	162,310	161,100	158,580	154,800
71～80	169,550	166,430	164,450	163,510	162,590	161,380	159,990	158,380	156,940	155,490	153,520	151,520
81～90	162,830	159,720	157,400	156,540	155,640	154,450	153,280	152,120	150,900	149,740	147,390	143,820
91～100	156,750	153,720	151,520	150,630	149,790	148,650	147,500	146,360	145,190	144,070	141,810	138,350
101～110	155,880	152,870	150,690	149,840	149,000	147,850	146,690	145,560	144,400	143,280	141,030	137,640
111～120	155,140	152,160	149,940	149,080	148,220	147,090	145,950	144,830	143,690	142,570	140,340	136,940
121～130	154,310	151,350	149,180	148,320	147,460	146,340	145,210	144,100	142,970	141,830	139,590	136,220
131～140	153,100	150,230	148,120	147,290	146,480	145,380	144,270	143,180	142,090	140,980	138,790	135,480
141～150	152,700	149,790	147,620	146,780	145,930	144,830	143,710	142,590	141,480	140,360	138,120	134,760
151～160	151,590	148,700	146,550	145,730	144,920	143,800	142,710	141,580	140,500	139,340	137,090	133,780
161～170	150,540	147,650	145,510	144,710	143,920	142,790	141,660	140,570	139,460	138,340	136,170	132,790
171～180	149,490	146,600	144,480	143,640	142,800	141,710	140,630	139,510	138,480	137,340	135,170	131,850
181～190	148,300	145,460	143,360	142,550	141,740	140,650	139,570	138,500	137,400	136,310	134,130	130,840
191人以上	147,190	144,400	142,310	141,490	140,680	139,610	138,520	137,440	136,390	135,310	133,140	129,900

(注)「10人」及び「11～20人」の単価は、知的障害児施設を本体施設とし、障害者支援施設（障害者自立支援法施行後もなお従前の例により運営している身体障害者更生施設を含む。以下この別表5において同じ。）を併設する場合に適用すること。

(1) - 2 知的障害児施設

(障害者支援施設を本体施設とし知的障害児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	146,600	144,260	142,570	141,880	141,200	140,250	139,300	138,350	137,430	136,480	134,600	131,790
11～20	149,240	146,640	144,720	143,910	143,120	142,040	140,970	139,920	138,830	137,790	135,730	132,490

(2) 第二種自閉症児施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
40人まで	226,880	222,560	219,330	218,050	216,790	215,210	213,610	212,020	210,610	209,000	205,760	200,830
41～50	216,430	212,430	209,470	208,270	207,060	205,520	203,960	202,450	201,110	199,560	196,470	191,790
51～60	207,410	203,540	200,690	199,540	198,390	196,930	195,450	193,940	192,640	191,160	188,210	183,710
61～70	198,500	194,710	191,850	190,740	189,620	188,220	186,810	185,350	184,120	182,680	179,830	175,540
71人以上	189,370	185,720	183,020	181,970	180,930	179,570	178,190	176,830	175,620	174,230	171,490	167,370

(3) 知的障害児通園施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
30人まで	144,480	141,330	138,180		136,520		134,360		132,150		128,860	125,560
31 ~ 40人	131,180	128,330	125,470		123,950		121,970		120,020		117,050	114,030
41 ~ 50	117,260	114,730	112,200		110,890		109,130		107,390		104,740	102,080
51 ~ 60	105,420	103,150	100,880		99,710		98,100		96,510		94,130	91,790
61 ~ 70	100,710	98,540	96,370		95,250		93,720		92,210		89,970	87,710
71 ~ 80	95,940	93,890	91,840		90,770		89,340		87,930		85,730	83,630
81人以上	91,270	89,330	87,380		86,360		85,000		83,670		81,610	79,600

(注) 肢体不自由児、難聴幼児が知的障害児通園施設を利用する場合には、受入施設である知的障害児通園施設の定員及び級地区分で定まる月額単価を適用すること。また、知的障害児が肢体不自由児通園施設を利用する場合には、知的障害児通園施設の月額単価を受入施設である肢体不自由児通園施設における定員及び級地区分に応じて算定すること。

(4) 盲児施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
30人まで	212,430	208,190	203,960		201,780		198,820		195,880		191,480	187,040
31 ~ 40人	190,400	186,570	182,740		180,710		178,060		175,410		171,420	167,430
41 ~ 50	169,290	165,860	162,430		160,680		158,250		155,890		152,290	148,720
51 ~ 60	163,740	160,440	157,110		155,420		153,080		150,770		147,250	143,800
61 ~ 70	158,500	155,250	152,020		150,330		148,080		145,820		142,440	139,090
71 ~ 80	153,310	150,170	147,030		145,390		143,180		141,020		137,720	134,450
81 ~ 90	148,130	145,070	142,010		140,420		138,280		136,170		132,970	129,770
91人以上	142,930	139,960	137,010		135,500		133,400		131,320		128,270	125,150

(4)-2 盲児施設

(盲児施設を本体施設とし、ろうあ児施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
10人	438,770	429,450	420,130		415,310		408,860		402,370		392,590	382,870
11 ~ 15	329,430	322,140	314,850		309,980		305,150		300,320		292,960	285,690
16 ~ 20	275,420	269,280	263,140		258,060		254,920		250,850		244,740	238,600
21 ~ 25	252,380	247,050	241,670		238,110		234,520		230,910		225,550	220,250
26 ~ 30	213,660	209,220	204,780		201,780		198,800		195,880		191,480	187,040
31 ~ 40	192,150	188,110	184,100		181,350		178,790		176,010		171,980	168,000
41 ~ 50	179,060	175,240	171,420		168,820		166,300		163,780		159,960	156,140
51 ~ 60	164,750	161,270	157,800		155,490		153,150		150,840		147,330	143,910
61 ~ 70	159,400	156,040	152,660		150,380		148,110		145,880		142,460	139,130
71 ~ 80	154,240	150,930	147,640		145,400		143,220		141,000		137,680	134,430
81 ~ 90	149,000	145,800	142,600		140,440		138,300		136,200		132,990	129,800
91人以上	143,800	140,690	137,580		135,510		133,420		131,350		128,280	125,150

(3) 知的障害児通園施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	143,020	140,220	138,140	137,310	136,500	135,410	134,320	133,230	132,130	131,040	128,840	125,540
31 ~ 40人	129,890	127,320	125,440	124,690	123,930	122,930	121,940	120,970	119,990	118,970	117,030	114,000
41 ~ 50	115,860	113,750	112,180	111,520	110,870	109,990	109,110	108,220	107,370	106,470	104,720	102,060
51 ~ 60	104,190	102,240	100,860	100,270	99,700	98,890	98,090	97,300	96,500	95,710	94,120	91,790
61 ~ 70	99,520	97,690	96,360	95,800	95,240	94,470	93,710	92,960	92,200	91,450	89,960	87,700
71 ~ 80	94,680	93,030	91,830	91,300	90,760	90,050	89,330	88,600	87,930	87,180	85,730	83,630
81人以上	90,160	88,540	87,370	86,860	86,350	85,670	84,990	84,320	83,670	82,970	81,600	79,580

(注) 肢体不自由児、難聴幼児が知的障害児通園施設を利用する場合には、受入施設である知的障害児通園施設の定員及び級地区分で定まる月額単価を適用すること。また、知的障害児が肢体不自由児通園施設を利用する場合には、知的障害児通園施設の月額単価を受入施設である肢体不自由児通園施設における定員及び級地区分に応じて算定すること。

(4) 盲児施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	210,740	206,860	203,990	202,910	201,810	200,310	198,840	197,370	195,900	194,410	191,500	187,060
31 ~ 40人	188,890	185,370	182,780	181,750	180,750	179,440	178,100	176,750	175,450	174,100	171,460	167,470
41 ~ 50	167,930	164,780	162,450	161,570	160,680	159,470	158,270	157,100	155,910	154,730	152,310	148,740
51 ~ 60	162,400	159,380	157,130	156,290	155,440	154,280	153,120	151,950	150,790	149,630	147,270	143,830
61 ~ 70	157,280	154,270	152,060	151,210	150,370	149,240	148,100	146,950	145,850	144,730	142,470	139,110
71 ~ 80	152,120	149,230	147,060	146,240	145,410	144,330	143,200	142,140	141,040	139,930	137,740	134,480
81 ~ 90	146,900	144,110	142,040	141,240	140,450	139,390	138,310	137,250	136,200	135,120	133,000	129,800
91人以上	141,750	139,050	137,030	136,290	135,530	134,480	133,430	132,420	131,340	130,330	128,300	125,180

(4)-2 盲児施設

(盲児施設を本体施設とし、ろうあ児施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	434,150	426,090	420,180	417,740	415,310	412,070	408,860	405,560	402,420	399,150	392,630	382,910
11 ~ 15	327,000	319,680	314,850	312,430	309,980	307,580	305,150	302,670	300,320	297,870	292,960	285,690
16 ~ 20	273,400	267,270	263,200	261,140	259,120	257,050	254,980	252,970	250,910	248,870	244,790	238,650
21 ~ 25	250,610	245,270	241,720	239,940	238,160	236,350	234,570	232,740	230,960	229,160	225,600	220,280
26 ~ 30	212,630	207,940	204,810	203,310	201,810	200,300	198,820	197,390	195,900	194,410	191,500	187,060
31 ~ 40	191,260	187,000	184,140	182,760	181,390	180,060	178,740	177,380	176,050	174,710	172,020	168,040
41 ~ 50	178,080	174,100	171,460	170,150	168,860	167,620	166,340	165,060	163,820	162,550	160,000	156,180
51 ~ 60	163,960	160,290	157,820	156,670	155,510	154,340	153,170	152,030	150,860	149,710	147,350	143,930
61 ~ 70	158,770	155,080	152,680	151,540	150,400	149,260	148,140	146,970	145,900	144,770	142,480	139,160
71 ~ 80	153,500	150,010	147,670	146,550	145,430	144,330	143,240	142,110	141,030	139,920	137,710	134,450
81 ~ 90	148,330	144,930	142,630	141,550	140,460	139,410	138,320	137,280	136,220	135,140	133,010	129,830
91人以上	143,100	139,800	137,610	136,560	135,540	134,500	133,450	132,430	131,380	130,360	128,310	125,180

(4)-3 盲児施設

(ろうあ児施設又は障害者支援施設を本体施設とし、盲児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
5人	175,470	172,500	169,560		168,010		165,930		163,890		160,780	157,700
6 ~ 10	143,080	140,370	137,660		136,250		134,370		132,480		129,620	126,840
11 ~ 15	130,470	127,870	125,280		123,960		122,140		120,340		117,650	114,920
16 ~ 20	126,080	123,480	120,900		119,550		117,740		115,970		113,240	110,560
21 ~ 25	122,330	119,830	117,320		116,020		114,260		112,500		109,910	107,310
26 ~ 30	117,400	114,950	112,490		111,220		109,500		107,800		105,230	102,660

(5) ろうあ児施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
30人まで	211,360	207,130	202,900		200,700		197,760		194,840		190,380	185,970
31 ~ 40	189,450	185,630	181,810		179,820		177,160		174,500		170,490	166,550
41 ~ 50	168,450	165,020	161,620		159,900		157,530		155,130		151,500	147,930
51 ~ 60	163,080	159,750	156,420		154,720		152,410		150,090		146,590	143,130
61 ~ 70	157,890	154,670	151,410		149,740		147,510		145,230		141,850	138,470
71 ~ 80	152,790	149,660	146,520		144,880		142,680		140,530		137,220	133,950
81 ~ 90	147,740	144,690	141,640		140,090		137,950		135,810		132,630	129,440
91人以上	142,640	139,680	136,710		135,150		133,100		131,030		127,960	124,830

(5)-2 ろうあ児施設

(ろうあ児施設を本体施設とし、盲児施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
10人	435,870	426,560	417,240		412,320		405,900		399,460		389,730	379,940
11 ~ 15	325,670	318,670	311,680		308,010		303,170		298,320		290,910	283,710
16 ~ 20	273,510	267,600	261,700		258,630		254,540		250,460		244,250	238,100
21 ~ 25	238,790	233,650	228,490		225,830		222,230		218,620		213,250	207,830
26 ~ 30	211,420	207,180	202,940		200,680		197,760		194,820		190,410	185,970
31 ~ 40	189,460	185,660	181,830		179,860		177,180		174,500		170,490	166,550
41 ~ 50	168,500	165,070	161,640		159,940		157,520		155,140		151,510	147,930
51 ~ 60	163,080	159,750	156,440		154,730		152,410		150,100		146,610	143,130
61 ~ 70	157,920	154,670	151,430		149,780		147,500		145,250		141,860	138,470
71 ~ 80	152,810	149,680	146,530		144,900		142,710		140,520		137,240	133,950
81 ~ 90	147,740	144,690	141,640		140,110		137,940		135,810		132,640	129,440
91人以上	142,620	139,660	136,690		135,160		133,110		131,040		127,990	124,830

(4)-3 盲児施設

(ろうあ児施設又は障害者支援施設を本体施設とし、盲児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	174,040	171,510	169,650	168,860	168,100	167,070	166,020	165,010	163,980	162,940	160,870	157,800
6 ~ 10	141,820	139,500	137,780	137,080	136,360	135,420	134,470	133,530	132,580	131,640	129,730	126,950
11 ~ 15	129,210	126,990	125,350	124,680	124,030	123,120	122,210	121,300	120,420	119,510	117,710	114,980
16 ~ 20	124,830	122,610	120,990	120,320	119,640	118,740	117,840	116,930	116,060	115,150	113,340	110,640
21 ~ 25	121,120	118,990	117,400	116,740	116,090	115,210	114,330	113,440	112,560	111,700	109,980	107,380
26 ~ 30	116,210	114,100	112,540	111,910	111,280	110,400	109,560	108,700	107,860	106,980	105,290	102,710

(5) ろうあ児施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	209,760	205,840	202,930	201,840	200,730	199,260	197,780	196,290	194,860	193,360	190,420	186,010
31 ~ 40	188,000	184,450	181,850	180,870	179,860	178,540	177,200	175,860	174,540	173,200	170,530	166,570
41 ~ 50	167,170	164,000	161,640	160,770	159,920	158,740	157,550	156,310	155,150	153,940	151,520	147,950
51 ~ 60	161,850	158,750	156,460	155,620	154,760	153,590	152,450	151,290	150,110	148,950	146,610	143,150
61 ~ 70	156,760	153,710	151,450	150,630	149,770	148,660	147,530	146,370	145,260	144,140	141,880	138,500
71 ~ 80	151,680	148,750	146,550	145,720	144,900	143,820	142,700	141,630	140,550	139,440	137,240	133,980
81 ~ 90	146,640	143,790	141,660	140,890	140,120	139,040	137,970	136,920	135,840	134,770	132,660	129,470
91人以上	141,560	138,790	136,730	135,950	135,170	134,150	133,120	132,090	131,050	130,020	127,990	124,860

(5)-2 ろうあ児施設

(ろうあ児施設を本体施設とし、盲児施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	431,170	423,160	417,240	414,780	412,370	409,130	405,900	402,690	399,500	396,230	389,770	379,980
11 ~ 15	322,180	316,140	311,680	309,840	308,010	305,610	303,170	300,690	298,320	295,860	290,910	283,710
16 ~ 20	270,560	265,470	261,760	260,220	258,690	256,620	254,600	252,490	250,520	248,410	244,300	238,150
21 ~ 25	236,180	231,780	228,520	227,200	225,880	224,070	222,260	220,440	218,650	216,880	213,300	207,880
26 ~ 30	209,720	205,840	202,970	201,840	200,710	199,230	197,780	196,300	194,860	193,360	190,430	186,010
31 ~ 40	187,920	184,450	181,870	180,870	179,900	178,530	177,220	175,860	174,540	173,190	170,530	166,570
41 ~ 50	167,080	163,970	161,660	160,790	159,960	158,760	157,540	156,330	155,160	153,950	151,530	147,950
51 ~ 60	161,760	158,720	156,460	155,600	154,750	153,610	152,450	151,280	150,120	148,950	146,630	143,150
61 ~ 70	156,660	153,670	151,470	150,640	149,810	148,660	147,530	146,400	145,280	144,140	141,880	138,500
71 ~ 80	151,600	148,710	146,560	145,740	144,920	143,820	142,730	141,620	140,540	139,440	137,260	133,980
81 ~ 90	146,520	143,720	141,670	140,900	140,130	139,040	137,970	136,910	135,830	134,770	132,660	129,470
91人以上	141,450	138,750	136,720	135,960	135,190	134,150	133,140	132,090	131,060	130,050	128,020	124,860

(5) - 3 ろうあ児施設

(盲児施設又は障害者支援施設を本体施設とし、ろうあ児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
5人	175,230	172,320	169,390		167,860		165,820		163,820		160,680	157,690
6 ~ 10	143,010	140,300	137,590		136,160		134,290		132,400		129,560	126,750
11 ~ 15	130,660	128,080	125,500		124,160		122,360		120,570		117,860	115,190
16 ~ 20	127,070	124,480	121,870		120,500		118,690		116,890		114,180	111,460
21 ~ 25	121,650	119,120	116,600		115,280		113,540		111,800		109,180	106,510
26 ~ 30	118,000	115,550	113,080		111,840		110,110		108,390		105,810	103,210

(6) 難聴幼児通園施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
30人まで	210,280	205,730	201,170		198,770		195,580		192,400		187,700	182,960
31 ~ 40	192,260	188,110	183,960		181,780		178,900		175,970		171,700	167,370
41人以上	174,580	170,830	167,110		165,190		162,570		159,970		156,110	152,170

(注) 肢体不自由児、難聴幼児が知的障害児通園施設を利用する場合には、受入施設である知的障害児通園施設の定員及び級地区分で定まる月額単価を適用すること。また、知的障害児が肢体不自由児通園施設を利用する場合には、知的障害児通園施設の月額単価を受入施設である肢体不自由児通園施設における定員及び級地区分に応じて算定すること。

(7) 肢体不自由児療護施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
50人まで	237,330	232,430	227,530		224,940		221,570		218,180		213,030	207,930
51 ~ 60	232,860	228,040	223,220		220,720		217,390		214,020		209,050	203,950
61 ~ 70	228,470	223,730	219,000		216,530		213,260		209,990		205,030	200,070
71人以上	224,000	219,370	214,750		212,370		209,190		205,970		201,110	196,270

2 加算分保護単価

(1) 小規模施設加算分保護単価

(知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
10人まで	54,670	53,430	52,200		51,550		50,670		49,820		48,580	47,280
11~20	27,280	26,660	26,060		25,720		25,300		24,860		24,250	23,600
30人まで	18,050	17,660	17,280		17,040		16,790		16,550		16,110	15,720
31人以上	14,440	14,130	13,810		13,640		13,430		13,210		12,860	12,550

(注) 「10人」及び「11~20人」の単価は、知的障害児施設と障害者支援施設を併設する場合に適用すること。

(5) - 3 ろうあ児施設

(盲児施設又は障害者支援施設を本体施設とし、ろうあ児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	173,850	171,310	169,480	168,720	167,950	166,930	165,910	164,850	163,910	162,850	160,770	157,770
6 ~ 10	141,710	139,410	137,710	137,000	136,270	135,340	134,400	133,460	132,500	131,580	129,670	126,860
11 ~ 15	129,460	127,210	125,570	124,910	124,240	123,330	122,430	121,530	120,640	119,720	117,920	115,250
16 ~ 20	125,870	123,620	121,970	121,280	120,590	119,690	118,780	117,860	116,990	116,080	114,260	111,550
21 ~ 25	120,460	118,270	116,680	116,020	115,350	114,470	113,610	112,690	111,870	110,980	109,250	106,580
26 ~ 30	116,820	114,690	113,130	112,510	111,890	111,020	110,170	109,330	108,450	107,590	105,860	103,270

(6) 難聴幼児通園施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	208,160	204,120	201,130	199,920	198,740	197,140	195,530	193,980	192,350	190,780	187,650	182,910
31 ~ 40	190,340	186,660	183,930	182,830	181,750	180,300	178,870	177,420	175,940	174,520	171,670	167,340
41人以上	172,920	169,550	167,080	166,110	165,160	163,930	162,540	161,270	159,940	158,660	156,080	152,140

(注) 肢体不自由児、難聴幼児が知的障害児通園施設を利用する場合には、受入施設である知的障害児通園施設の定員及び級地区分で定まる月額単価を適用すること。また、知的障害児が肢体不自由児通園施設を利用する場合には、知的障害児通園施設の月額単価を受入施設である肢体不自由児通園施設における定員及び級地区分に応じて算定すること。

(7) 肢体不自由児療護施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
50人まで	235,390	230,860	227,530	226,230	224,920	223,230	221,570	219,820	218,180	216,440	213,010	207,930
51 ~ 60	230,730	226,410	223,220	221,970	220,720	219,050	217,390	215,680	214,020	212,360	209,050	203,950
61 ~ 70	226,590	222,240	219,000	217,760	216,530	214,900	213,260	211,570	209,990	208,320	205,030	200,070
71人以上	222,200	217,950	214,750	213,560	212,370	210,770	209,190	207,550	205,970	204,350	201,110	196,260

2 加算分保護単価

(1) 小規模施設加算分保護単価

(知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	54,120	53,050	52,270	51,940	51,610	51,180	50,740	50,310	49,890	49,450	48,640	47,340
11~20	27,010	26,490	26,090	25,920	25,750	25,550	25,340	25,110	24,890	24,680	24,280	23,630
30人まで	17,920	17,560	17,300	17,170	17,060	16,930	16,820	16,660	16,580	16,410	16,130	15,740
31人以上	14,320	14,040	13,840	13,750	13,670	13,550	13,450	13,330	13,230	13,110	12,890	12,580

(注) 「10人」及び「11~20人」の単価は、知的障害児施設と障害者支援施設を併設する場合に適用すること。

(1) - 2 小規模施設加算分保護単価

(盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
5人	109,410	106,940	104,480		103,190		101,450		99,750		97,200	94,650
6 ~ 10	54,670	53,430	52,200		51,550		50,670		49,820		48,580	47,280
11 ~ 15	36,380	35,580	34,760		34,340		33,750		33,190		32,340	31,500
16 ~ 20	27,280	26,660	26,060		25,720		25,300		24,860		24,250	23,600
21 ~ 25	21,820	21,320	20,830		20,580		20,210		19,850		19,380	18,860
26 ~ 30	18,050	17,660	17,280		17,040		16,790		16,550		16,110	15,720

○盲児施設（障害者支援施設又はろうあ児施設と併設する場合）
 ○ろうあ児施設（障害者支援施設又は盲児施設と併設する場合）
 (注) 本体施設であっても併設施設であっても同額

(2) 職業指導員加算分保護単価

(知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
10人まで	47,210	46,160	45,110		44,550		43,860		43,140		42,050	40,940
11 ~ 20	23,520	23,000	22,480		22,200		21,840		21,510		20,980	20,420
30人まで	15,520	15,210	14,890		14,750		14,490		14,220		13,920	13,580
31 ~ 40	12,480	12,200	11,940		11,820		11,620		11,420		11,150	10,860
41 ~ 50	9,280	9,090	8,890		8,790		8,650		8,520		8,320	8,110
51 ~ 60	8,390	8,210	8,030		7,960		7,820		7,690		7,500	7,310
61 ~ 70	7,410	7,250	7,100		7,030		6,920		6,820		6,660	6,510
71 ~ 80	6,480	6,340	6,210		6,160		6,050		5,950		5,800	5,680
81 ~ 90	5,560	5,440	5,330		5,270		5,160		5,060		4,980	4,880
91 ~ 100	4,620	4,520	4,420		4,360		4,300		4,230		4,150	4,030
101 ~ 110	4,320	4,230	4,130		4,050		3,980		3,940		3,860	3,750
111 ~ 120	3,990	3,900	3,810		3,800		3,720		3,630		3,570	3,460
121 ~ 130	3,640	3,560	3,490		3,490		3,430		3,360		3,280	3,190
131 ~ 140	3,340	3,270	3,210		3,180		3,130		3,090		3,000	2,960
141 ~ 150	3,070	3,000	2,930		2,920		2,870		2,810		2,760	2,660
151 ~ 160	2,940	2,880	2,820		2,800		2,760		2,720		2,650	2,580
161 ~ 170	2,870	2,810	2,740		2,710		2,660		2,600		2,560	2,490
171 ~ 180	2,790	2,730	2,650		2,620		2,570		2,520		2,470	2,390
181 ~ 190	2,670	2,620	2,560		2,530		2,480		2,440		2,390	2,340
191人以上	2,530	2,460	2,430		2,410		2,380		2,340		2,270	2,230

(注) 「10人」及び「11~20人」の単価は、知的障害児施設と障害者支援施設を併設する場合に適用すること。

(1) - 2 小規模施設加算分保護単価

(盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	108,330	106,180	104,620	103,970	103,320	102,460	101,580	100,720	99,880	99,010	97,320	94,770
6 ~ 10	54,120	53,050	52,270	51,940	51,610	51,180	50,740	50,310	49,890	49,460	48,640	47,340
11 ~ 15	36,040	35,320	34,800	34,590	34,380	34,090	33,800	33,510	33,240	32,950	32,380	31,540
16 ~ 20	27,010	26,490	26,090	25,920	25,750	25,550	25,340	25,110	24,890	24,680	24,280	23,630
21 ~ 25	21,620	21,180	20,860	20,730	20,610	20,420	20,240	20,070	19,880	19,710	19,400	18,880
26 ~ 30	17,920	17,560	17,300	17,170	17,060	16,930	16,820	16,660	16,580	16,410	16,130	15,740

○盲児施設（障害者支援施設又はろうあ児施設と併設する場合）
 ○ろうあ児施設（障害者支援施設又は盲児施設と併設する場合）
 (注) 本体施設であっても併設施設であっても同額

(2) 職業指導員加算分保護単価

(知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	46,680	45,770	45,110	44,830	44,550	44,200	43,850	43,480	43,140	42,760	42,050	40,920
11 ~ 20	23,290	22,820	22,480	22,340	22,200	22,030	21,840	21,680	21,510	21,340	20,970	20,410
30人まで	15,390	15,110	14,880	14,810	14,750	14,610	14,480	14,370	14,220	14,130	13,920	13,580
31 ~ 40	12,330	12,100	11,940	11,870	11,810	11,720	11,620	11,520	11,420	11,320	11,140	10,860
41 ~ 50	9,200	9,030	8,890	8,840	8,790	8,710	8,650	8,590	8,520	8,460	8,320	8,110
51 ~ 60	8,270	8,130	8,030	7,990	7,960	7,890	7,820	7,750	7,680	7,620	7,500	7,310
61 ~ 70	7,320	7,200	7,100	7,050	7,030	6,980	6,910	6,860	6,820	6,770	6,660	6,510
71 ~ 80	6,420	6,290	6,210	6,180	6,160	6,100	6,050	6,000	5,950	5,890	5,800	5,680
81 ~ 90	5,510	5,400	5,330	5,300	5,270	5,210	5,160	5,130	5,060	5,030	4,980	4,880
91 ~ 100	4,580	4,490	4,420	4,390	4,360	4,330	4,300	4,270	4,230	4,200	4,150	4,030
101 ~ 110	4,270	4,180	4,130	4,090	4,050	4,020	3,980	3,970	3,940	3,900	3,860	3,750
111 ~ 120	3,900	3,850	3,810	3,800	3,800	3,740	3,720	3,690	3,630	3,610	3,570	3,460
121 ~ 130	3,600	3,530	3,490	3,490	3,490	3,460	3,430	3,420	3,360	3,340	3,280	3,190
131 ~ 140	3,290	3,250	3,210	3,200	3,180	3,170	3,130	3,110	3,090	3,060	3,000	2,960
141 ~ 150	3,030	2,970	2,930	2,920	2,920	2,900	2,870	2,840	2,810	2,780	2,760	2,660
151 ~ 160	2,920	2,860	2,820	2,810	2,800	2,780	2,760	2,740	2,720	2,680	2,650	2,580
161 ~ 170	2,830	2,780	2,740	2,720	2,710	2,680	2,660	2,650	2,590	2,580	2,560	2,490
171 ~ 180	2,740	2,680	2,650	2,630	2,620	2,590	2,570	2,540	2,520	2,500	2,470	2,390
181 ~ 190	2,640	2,590	2,560	2,540	2,530	2,500	2,480	2,460	2,440	2,420	2,390	2,340
191人以上	2,500	2,450	2,430	2,420	2,410	2,390	2,370	2,360	2,340	2,310	2,270	2,230

(注) 「10人」及び「11~20人」の単価は、知的障害児施設と障害者支援施設を併設する場合に適用すること。

(2)-2 職業指導員加算分保護単価

(盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
5人	94,510	92,420	90,320		89,230		87,800		86,340		84,190	81,960
6 ~ 10	47,210	46,160	45,110		44,550		43,860		43,140		42,050	40,940
11 ~ 15	31,430	30,730	30,030		29,680		29,170		28,690		27,990	27,250
16 ~ 20	23,520	23,000	22,480		22,200		21,840		21,510		20,980	20,420
21 ~ 25	18,800	18,380	17,970		17,750		17,470		17,200		16,780	16,320
26 ~ 30	15,530	15,210	14,890		14,750		14,490		14,220		13,920	13,580

○盲児施設（障害者支援施設又はろうあ児施設と併設する場合）

○ろうあ児施設（障害者支援施設又は盲児施設と併設する場合）

(注) 本体施設であっても併設施設であっても同額

(3) 盲児施設、ろうあ児施設の幼児加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
1人につき	24,770	24,240	23,730		23,460		23,090		22,710		22,200	21,680

(4) 知的障害児通園施設の幼児加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
定員	円	円	円		円		円		円		円	円
1人につき	53,550	52,420	51,310		50,730		49,940		49,150		47,980	46,810

(5) 盲児施設、ろうあ児施設の指導員特別加算分保護単価

(略)

(2)-2 職業指導員加算分保護単価

(盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	93,420	91,620	90,310	89,760	89,210	88,490	87,780	87,050	86,330	85,600	84,180	81,930
6 ~ 10	46,680	45,770	45,110	44,830	44,550	44,200	43,850	43,480	43,140	42,760	42,050	40,920
11 ~ 15	31,050	30,480	30,030	29,860	29,680	29,430	29,170	28,930	28,690	28,450	27,980	27,240
16 ~ 20	23,290	22,820	22,480	22,340	22,200	22,030	21,840	21,680	21,510	21,340	20,970	20,410
21 ~ 25	18,600	18,250	17,970	17,870	17,750	17,610	17,470	17,330	17,190	17,060	16,770	16,320
26 ~ 30	15,390	15,110	14,880	14,810	14,750	14,610	14,480	14,370	14,220	14,130	13,920	13,580

○盲児施設（障害者支援施設又はろうあ児施設と併設する場合）

○ろうあ児施設（障害者支援施設又は盲児施設と併設する場合）

(注) 本体施設であっても併設施設であっても同額

(3) 盲児施設、ろうあ児施設の幼児加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	24,560	24,090	23,730	23,600	23,460	23,270	23,090	22,910	22,710	22,540	22,200	21,680

(4) 知的障害児通園施設の幼児加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	53,020	52,030	51,290	51,010	50,720	50,330	49,940	49,550	49,140	48,750	47,980	46,800

(5) 盲児施設、ろうあ児施設の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
5人	37,530
6 ~ 10	18,760
11 ~ 15	12,510
16 ~ 20	9,380
21 ~ 25	7,500
26 ~ 30	6,250
31 ~ 35	5,350

(6) 心理担当職員配置加算分保護単価

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
	円	円	円		円		円		円		円	円
10人まで	36,690	35,300	34,500		33,970		33,430		32,900		32,100	31,300
11 ~ 20	18,340	17,650	17,250		16,980		16,710		16,050		16,050	15,650
21 ~ 30	12,230	11,760	11,500		11,320		11,140		10,960		10,700	10,430
31 ~ 40	9,170	8,820	8,620		8,490		8,350		8,220		8,020	7,820
41 ~ 50	7,330	7,060	6,900		6,790		6,680		6,580		6,420	6,260
51 ~ 60	6,110	5,880	5,750		5,660		5,570		5,480		5,350	5,210
61 ~ 70	5,240	5,040	4,920		4,850		4,770		4,700		4,580	4,470
71 ~ 80	4,580	4,410	4,310		4,240		4,180		4,110		4,010	3,910
81 ~ 90	4,070	3,920	3,830		3,770		3,710		3,650		3,560	3,470
91 ~ 100	3,660	3,530	3,450		3,390		3,340		3,290		3,210	3,130
101 ~ 110	3,330	3,200	3,130		3,080		3,040		2,990		2,910	2,840
111 ~ 120	3,050	2,940	2,870		2,830		2,780		2,740		2,670	2,600
121 ~ 130	2,820	2,710	2,650		2,610		2,570		2,530		2,470	2,400
131 ~ 140	2,620	2,520	2,460		2,420		2,380		2,350		2,290	2,230
141 ~ 150	2,440	2,350	2,300		2,260		2,220		2,190		2,140	2,080
151 ~ 160	2,290	2,200	2,150		2,120		2,090		2,050		2,000	1,950
161 ~ 170	2,150	2,070	2,030		1,990		1,960		1,930		1,880	1,840
171 ~ 180	2,030	1,960	1,910		1,880		1,850		1,820		1,780	1,730
181 ~ 190	1,930	1,850	1,810		1,780		1,760		1,730		1,690	1,640
191人以上	1,830	1,760	1,720		1,690		1,670		1,640		1,600	1,560

(7) 看護師配置加算分保護単価

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	(削除)	4級地	(削除)	5級地	(削除)	6級地	(削除)	7級地	その他
	円	円	円		円		円		円		円	円
10人まで	47,190	45,200	44,050		43,280		42,510		41,750		40,600	39,450
11 ~ 20	23,590	22,600	22,020		21,640		21,260		20,870		20,300	19,720
21 ~ 30	15,730	15,060	14,680		14,420		14,170		13,910		13,530	13,150
31 ~ 40	11,790	11,300	11,010		10,820		10,630		10,430		10,150	9,860
41 ~ 50	9,430	9,040	8,810		8,650		8,500		8,350		8,120	7,890
51 ~ 60	7,860	7,530	7,340		7,210		7,080		6,950		6,760	6,570
61 ~ 70	6,740	6,450	6,290		6,180		6,070		5,960		5,800	5,630
71 ~ 80	5,900	5,650	5,500		5,410		5,310		5,210		5,070	4,930
81 ~ 90	5,240	5,020	4,890		4,810		4,720		4,630		4,510	4,380
91 ~ 100	4,720	4,520	4,400		4,320		4,250		4,170		4,060	3,940
101 ~ 110	4,290	4,100	4,000		3,930		3,860		3,790		3,690	3,580
111 ~ 120	3,930	3,760	3,670		3,600		3,540		3,470		3,380	3,280
121 ~ 130	3,630	3,470	3,380		3,330		3,270		3,210		3,120	3,030
131 ~ 140	3,370	3,220	3,140		3,090		3,030		2,980		2,900	2,810
141 ~ 150	3,140	3,010	2,930		2,880		2,830		2,780		2,700	2,630
151 ~ 160	2,950	2,820	2,750		2,700		2,650		2,610		2,530	2,460
161 ~ 170	2,770	2,650	2,590		2,540		2,500		2,450		2,380	2,320
171 ~ 180	2,620	2,510	2,440		2,400		2,360		2,320		2,250	2,190
181 ~ 190	2,480	2,370	2,310		2,270		2,230		2,190		2,130	2,070
191人以上	2,360	2,260	2,200		2,160		2,120		2,080		2,030	1,970

(6) 心理担当職員配置加算分保護単価

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	35,820	35,020	34,490	34,220	33,960	33,690	33,420	33,160	32,890	32,620	32,090	31,290
11 ~ 20	17,910	17,510	17,240	17,110	16,980	16,840	16,710	16,580	16,440	16,310	16,040	15,640
21 ~ 30	11,940	11,670	11,490	11,400	11,320	11,230	11,140	11,050	10,960	10,870	10,690	10,430
31 ~ 40	8,950	8,750	8,620	8,550	8,490	8,420	8,350	8,290	8,220	8,150	8,020	7,820
41 ~ 50	7,160	7,000	6,890	6,840	6,790	6,730	6,680	6,630	6,570	6,520	6,410	6,250
51 ~ 60	5,970	5,830	5,740	5,700	5,660	5,610	5,570	5,520	5,480	5,430	5,340	5,210
61 ~ 70	5,110	5,000	4,920	4,890	4,850	4,810	4,770	4,730	4,690	4,660	4,580	4,470
71 ~ 80	4,470	4,370	4,310	4,270	4,240	4,210	4,170	4,140	4,110	4,070	4,010	3,910
81 ~ 90	3,980	3,890	3,830	3,800	3,770	3,740	3,710	3,680	3,650	3,620	3,560	3,470
91 ~ 100	3,580	3,500	3,440	3,420	3,390	3,360	3,340	3,310	3,290	3,260	3,210	3,130
101 ~ 110	3,250	3,180	3,130	3,110	3,080	3,060	3,030	3,010	2,990	2,960	2,910	2,840
111 ~ 120	2,980	2,910	2,870	2,850	2,830	2,800	2,780	2,760	2,740	2,710	2,670	2,600
121 ~ 130	2,750	2,690	2,650	2,630	2,610	2,590	2,570	2,550	2,530	2,510	2,460	2,400
131 ~ 140	2,550	2,500	2,460	2,440	2,420	2,400	2,380	2,360	2,350	2,330	2,290	2,230
141 ~ 150	2,380	2,330	2,300	2,280	2,260	2,240	2,220	2,210	2,190	2,170	2,140	2,080
151 ~ 160	2,230	2,180	2,150	2,130	2,120	2,100	2,080	2,070	2,050	2,030	2,000	1,950
161 ~ 170	2,100	2,060	2,020	2,010	1,990	1,980	1,960	1,950	1,930	1,910	1,880	1,840
171 ~ 180	1,990	1,940	1,910	1,900	1,880	1,870	1,850	1,840	1,820	1,810	1,780	1,730
181 ~ 190	1,880	1,840	1,810	1,800	1,780	1,770	1,750	1,740	1,730	1,710	1,680	1,640
191人以上	1,790	1,750	1,720	1,710	1,690	1,680	1,670	1,650	1,640	1,630	1,600	1,560

(7) 看護師配置加算分保護単価

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	45,970	44,820	44,060	43,670	43,290	42,910	42,520	42,140	41,750	41,370	40,600	39,450
11 ~ 20	22,980	22,410	22,030	21,830	21,640	21,450	21,260	21,070	20,880	20,690	20,300	19,720
21 ~ 30	15,320	14,940	14,680	14,550	14,430	14,300	14,170	14,040	13,920	13,790	13,530	13,150
31 ~ 40	11,490	11,200	11,010	10,910	10,820	10,720	10,630	10,530	10,440	10,340	10,150	9,860
41 ~ 50	9,190	8,960	8,810	8,730	8,650	8,580	8,500	8,420	8,350	8,270	8,120	7,890
51 ~ 60	7,660	7,470	7,340	7,280	7,210	7,150	7,080	7,020	6,960	6,890	6,760	6,570
61 ~ 70	6,560	6,400	6,290	6,240	6,180	6,130	6,070	6,020	5,960	5,910	5,800	5,630
71 ~ 80	5,740	5,600	5,500	5,460	5,410	5,360	5,310	5,260	5,220	5,170	5,070	4,930
81 ~ 90	5,100	4,980	4,890	4,850	4,810	4,760	4,720	4,680	4,640	4,590	4,510	4,380
91 ~ 100	4,590	4,480	4,400	4,360	4,320	4,290	4,250	4,210	4,170	4,130	4,060	3,940
101 ~ 110	4,180	4,070	4,000	3,970	3,930	3,900	3,860	3,830	3,790	3,760	3,690	3,580
111 ~ 120	3,830	3,730	3,670	3,640	3,600	3,570	3,540	3,510	3,480	3,440	3,380	3,280
121 ~ 130	3,530	3,440	3,380	3,360	3,330	3,300	3,270	3,240	3,210	3,180	3,120	3,030
131 ~ 140	3,280	3,200	3,140	3,120	3,090	3,060	3,030	3,010	2,980	2,950	2,900	2,810
141 ~ 150	3,060	2,980	2,930	2,910	2,880	2,860	2,830	2,810	2,780	2,750	2,700	2,630
151 ~ 160	2,870	2,800	2,750	2,730	2,700	2,680	2,650	2,630	2,610	2,580	2,530	2,460
161 ~ 170	2,700	2,630	2,590	2,560	2,540	2,520	2,500	2,470	2,450	2,430	2,380	2,320
171 ~ 180	2,550	2,490	2,440	2,420	2,400	2,380	2,360	2,340	2,320	2,290	2,250	2,190
181 ~ 190	2,420	2,350	2,310	2,290	2,270	2,250	2,230	2,210	2,190	2,170	2,130	2,070
191人以上	2,290	2,240	2,200	2,180	2,160	2,140	2,120	2,100	2,080	2,060	2,030	1,970

別表 6
(略)

別表 6

障害児施設の職種別職員定数表

(1) 知的障害児施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1 人。
児 童 指 導 員 保 育 士	通じて定員 4. 3 人につき 1 人。 ただし、定員 30 人以下の施設については、この定数のほか 1 人を加算する。
介 助 員	1 人。
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1 人。ただし、定員 41 人以上の場合に限る。
事 務 員	定員 150 人未満の場合は 1 人。 定員 150 人以上の場合は 2 人。
調 理 員 等	定員 90 人未満の場合は 4 人。 以下同様に 30 人ごとに 1 人を加算する。
嘱 託 医	2 人。

(1) - 2 第二種自閉症児施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1 人。
児 童 指 導 員 保 育 士	通じて定員 4. 3 人につき 1 人。 ただし、定員 30 人以下の施設については、この定数のほか 1 人を加算する。
介 助 員	1 人。
看 護 師	通じて定員 20 人につき 1 人。
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1 人。ただし、定員 41 人以上の場合に限る。
事 務 員	1 人。
調 理 員 等	定員 90 人未満の場合は 4 人。 以下同様に 30 人ごとに 1 人を加算する。
医 師	医師 1 人。嘱託医 2 人。

(2) 知的障害児通園施設

職 種 別	職 員 の 定 数	
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。	
児童指導員 保 育 士	通じて定員7.5人につき1人。	
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。	
事 務 員	1人。	
調 理 員 等	運 転 手	1人。
	調 理 員 等	2人。
嘱 託 医	1人。	

(3) 盲児施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	2人。

(4) ろうあ児施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員	通じて定員5人につき1人。

保 育 士	ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	1人。

(4) - 2 難聴幼児通園施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士 聴能訓練担当職員 言語訓練担当職員	通じて定員4人につき1人。 ただし、聴能訓練担当職員、言語訓練担当職員は、それぞれ2人以上置くものとする。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	1人。
調 理 員 等	3人。
嘱 託 医	1人。

(5) 肢体不自由児療護施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員3.5人につき1人。
介 助 員	1人。
看 護 師	定員50人につき3人。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	1人。
調 理 員 等	4人。

別表7
(略)

嘱託医 1人。

別表7

知的障害児施設を本体施設とし障害者支援施設（障害者自立支援法施行後において従前の例により運営されている知的障害者更生施設を含む。以下この別表7においてじ。）を併設する場合の職種別定数表

職 種 別	職 員 の 定 数	
	本 体 施 設	併 設 施 設
	知 的 障 害 児 施 設	障 害 者 支 援 施 設
施 設 長	1人。	_____
児 童 指 導 員 保 育 士	通じて定員4. 3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	_____
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	_____
嘱 託 医	2人。	_____

盲児施設を本体施設としろうあ児施設又は障害者施設施設を併設する場合の職種別職定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設 施 設	
	盲 児 施 設	ろ う あ 児 施 設	障 害 者 支 援 施 設
施 設 長	1人。	本体施設の職員と	_____

		兼務とする。	
児童指導員 保育士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	
介助員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	
栄養士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	
嘱託医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	

ろうあ児施設を本体施設とし盲児施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設	施 設
	ろうあ児施設	盲児施設	障害者支援施設
施 設 長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	
	通じて定員5人につき	通じて定員5人に	

児童指導員 保育士	1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	つき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介助員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
栄養士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
嘱託医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____

障害者支援施設を本体施設とし知的障害児施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数	
	本体施設	併設施設
	障害者支援施設	知的障害児施設
施設長	_____	本体施設の職員と兼務とする。
医師	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児童指導員 保育士	_____	通じて定員4.3人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職業指導員	_____	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算す

		る。
栄養士	_____	本体施設の職員と兼務とする。
事務員	_____	本体施設の職員と兼務とする。
調理員等	_____	本体施設の職員と兼務とする。

障害者支援施設を本体施設とし盲児施設又はろうあ児施設を併設する場合の職種別職定数表

職種別	職員の定数		
	本体施設	併設施設	
	障害者支援施設	盲児施設	ろうあ児施設
施設長	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児童指導員 保育士	_____	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職業指導員	_____	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
事務員	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
調理員等	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
医師	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。

平成22年度在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金交付要綱(案) (重症心身障害児(者)通園事業部分抜粋)

(新)				(旧)			
1～12 (略)				1～12 (略)			
別表				別表			
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
1 重症心身障害児(者)通園事業	A 型施設	次により算出された年間の合計額 1 事務費 (1か所当たり) 月額 <u>3,052,090 円</u> 2 事業費 (略)	(略)	1 重症心身障害児(者)通園事業	A 型施設	次により算出された年間の合計額 1 事務費 (1か所当たり) 月額 <u>3,047,530 円</u> 2 事業費 (生活保護世帯) 月額 16,030 円×各月初日の利用者実人員数 (一般世帯) 月額 7,130 円×各月初日の利用者実人員数 ただし、1月につき15人を限度とする。	重症心身障害児(者)通園事業A型施設を運営するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、食糧費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
	B 型施設	次により算出された年間の合計額 1 事務費 (1か所当たり) 月額 <u>1,302,940 円</u> 2 事業費 (略) 3 巡回方式加算分 (略)	(略)		B 型施設	次により算出された年間の合計額 1 事務費 (1か所当たり) 月額 <u>1,301,220 円</u> 2 事業費 (生活保護世帯) 月額 16,030 円×各月初日の利用者実人員数 (一般世帯) 月額 7,130 円×各月初日の利用者実人員数 ただし、1月につき5人を限度とする。 3 巡回方式加算分 (1日当たり) 5,830 円 ただし、1月につき10日を限度とする。	重症心身障害児(者)通園事業B型施設を運営するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、食糧費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費